

特定健康診査等実施計画

愛媛県市町村職員共済組合

特定健康診査等実施計画

[目 次]

- 第一 目的
- 第二 愛媛県市町村職員共済組合の現況
- 第三 達成目標
 - 1 特定健康診査の実績に係る目標
 - 2 特定保健指導の実施に係る目標
 - 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標
- 第四 特定健康診査等の対象者数
- 第五 特定保健指導等の実施方法
- 第六 個人情報保護
- 第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知
- 第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し
- 第九 その他

第一 目的

我が国は、経済の着実な回復が続くことが見込まれる一方、平均寿命の伸長や予想を上回る出生率の低下に加え、人口が減少に転じることが明らかになった。

こうした大きな環境の変化に応じ、医療制度についても、人口の高齢化及び支えての減少に対応した持続可能な制度とすることが求められている。

このような状況に対応するため、国民が健康と長寿を確保しつつ、医療費の適正化に資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づいて、当共済組合においても40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当共済組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めることを目的とする。

なお、本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、五年ごとに、五年を一期として定めるものとする。

第二 愛媛県市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県内の市町及び一部事務組合等（以下「所属所」という。）に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の三事業を行っている。

平成18年度の所属所数は45。

平成18年度末の組合員（任意継続組合員を除く。）数は17,075人で、平均年齢は42.9歳、また、被扶養者（任意継続組合員の被扶養者を除く。）数は22,046人で、平均年齢は28.3歳であった。40歳以上75歳未満の組合員は10,000人（58%）、被扶養者は4,448人（20%）であった。

健康診断について、組合員にあつては、所属所の事業主健診又は当組合の人間ドックにより行っている。

現在35ヵ所の健診機関との間で契約して人間ドックを実施している。

また、被扶養者にあつては、各市町が実施する住民健診又は当組合の人間ドックにより実施している。

また、保健指導については、一部所属所では保健師により行っている。

第三 達成目標

1 特定健康診査の実績に係る目標

平成24年度における特定健康診査の実施率は基本的には87.3%にする。
なお、この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）は次のとおりである。

(単位：%)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
組 合 員	100	100	100	100	100	—
被扶養者	60	60	60	60	60	—
計	87.5	87.4	87.4	87.3	87.3	80

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成24年度における特定保健指導の実施率を45%にする。
なお、この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）は次のとおり定める。

(単位：人、%)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
40歳以上対象者数	12,079	12,084	11,983	11,993	11,994	—
特定保健指導対象者数	2,738	6,303	6,253	6,259	6,259	—
実施率	35	40	40	40	45	45
実施者数	958	2,521	2,501	2,504	2,816	—

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成24年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%以上とする。(国の基本指針が示す参酌標準を踏まえて設定。)

第四 特定健康診査等の対象者数 (基本指針第四の二)

1 特定健康診査

被扶養者

(単位：人)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数 (推計値)	2,589	2,604	2,599	2,620	2,608

2 特定保健指導

組合員＋被扶養者

(単位：人、%)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者	12,079	12,084	11,983	11,993	11,994
保健指導対象者計	2,738	6,303	6,253	6,259	6,259
実施率	35	40	40	40	45
実施者数	958	2,521	2,501	2,504	2,816

第五 特定健康診査等の実施方法 (基本方針第四の三)

1 実施場所

(1) 特定健康診査について

被扶養者については、愛媛県総合保健協会、愛媛県厚生農業共同組合連合会、愛媛県医師会等とする。

(2) 特定保健指導について

保健指導については、共済組合が雇用する保健師、愛媛県総合保健協会、愛媛県医師会、市町立病院等とする。

2 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている検診項目（検査項目及び質問項目）とする。

3 実施時期

実施時期は通年とする。

4 契約形態

(1) 定健康診査

保険者協議会の代表保険者と集合契約をする健診機関と契約をし、全国で受診が可能となるよう措置する。

(2) 特定保健指導

「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングするとともに保健師を雇用して実施する。

5 利用方法

特定健康診査対象者に、所属所を通じ受診券を配布する。

特定保健指導対象者に、利用券を送付する。

特定健康診査等の対象者は、受診券又は利用券とともに組合員証を健診機関・指導機関に提示し、特定健診等を受ける。

6 周知や案内の方法

当共済組合の公報紙を組合員に配布して周知を図る。

また、被扶養者に対しては、特定健康診査の実施にあたっては受診券を、特定保健指導対象者に対しては、利用券を配付することにより、案内を兼ねて周知を図ることとする。

7 事業者健診等の健診データの受領方法

健診等データは、国の定める電子的な標準様式で受領するものとする。

8 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化する。

9 実施に関する年間スケジュールその他必要な事項

通年実施する。

第六 個人情報の保護（基本方針第四の四）

1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等

健診データを当共済組合の特定健診等システムに管理・保管する。

2 記録の管理に関するルール

健診データについては、愛媛県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程

により管理する。

また、当共済組合が委託する健診機関・保健指導機関については、業務によって知り得た情報を外部に漏らすことのないよう契約により義務付ける。

当共済組合のデータ管理者は、保健課長とする。また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知（基本指針第四の五）

本計画の周知は、組合公報紙及びホームページに掲載する。

第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し（基本指針第四の六）

当計画については、毎年実施に基づき評価する。

また、平成23年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

第九 その他（基本指針第四の七）

- 1 委託した健診機関と連絡を密に取り特定健診等事務を円滑に行なうよう図る。
- 2 各所属所の職員の健康診断・健康管理を担当する部署と連絡を密に取り、担当者及び受診者の負担を軽減するよう図る。